こんにちは 家畜保健衛生所です

令和6年3月

令和**6**年**4**月から !!BSE検査の対象が変更されます!

BSEサーベイランスの対象牛(改正後)

【全月齢】

- ・特定症状※1を呈する牛
- ・特定症状以外のBSEが否定できない症状※2を呈する牛

X1

興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

X2

大座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの (感染性、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く)

【96か月齢以上の一般的な死亡牛】



の検査は対象外になります



−死亡牛搬入時のお願い−

• 混雑等を避けるため必ず事前にご連絡下さい

家畜保健衛生所 業務第二課 〒639-2204 御所市南十三152-1 TEL 0745-62-2440 FAX 0745-62-8771

- 搬入時には死亡診断書を持参してください
- ※診断書が持参できない場合は、事前にご連絡頂いた際に、 必ず【死亡牛の月齢】【死因】【耳標番号】を伝えてください